

平成 29 年産米のモニタリング検査について

平成 29 年 4 月 1 日
農 政 課

I 基本的な考え方

- 平成 28 年産米の取組を踏まえ、吸収抑制対策及び収穫後の検査等を組合せて安全を確保する。
- 当該検査区域の検査結果が判明するまで出荷を自粛し、収穫・乾燥後の玄米の検査結果に基づき、出荷を可能とする。

II 検査の概要

1 検査区域及び検査密度

対象区域	本県該当市町	取組内容・検査密度	点数 (見込み)
(1)検査区域Ⅰ	・ 7市町 (汚染状況重点調査地域)	①吸収抑制対策 ②抽出検査 市町ごとに 3 点	21
(2) 検査区域Ⅱ	・ 18市町 (上記以外の市町)	①必要に応じ吸収抑制対策 ②抽出検査 市町ごとに 1 点	18

注) 検査点数は、平成 28 年度検査実績から算出。

2 検査方法

- (1) 農業振興事務所は、市町、集荷団体等と連携し、検査計画に基づき、収穫、乾燥・調製された玄米を出荷前の段階でサンプリングする。
- (2) 農業試験場において、ゲルマニウム半導体検出器により測定する。

3 検査結果の取扱い

(1) 放射性セシウムの検査結果により出荷可否の判断

ア 50Bq/kg超(100Bq/kg 以下)の放射性セシウムが検出された場合、栽培管理の状況や周辺ほ場の調査を行ない、地域的な広がりを確認した際には、旧市町村単位は全戸検査の水準に、市町単位は旧市町村の水準にする等、検査を強化する。

イ 検査区域の全検体が 100Bq/kg 以下であった場合、当該区域の出荷を可能とする。

ウ 検査区域で 100Bq/kg 超が検出された場合、さらに詳細な検査を行ない、基準値を超える放射性セシウムが再度検出される等、地域的な広がりを確認した際には、当該区域の出荷自粛を要請する。